

神奈川県行政書士会

災害対策本部設置規則施行細則

(災害対策本部の任務分担)

第 1 条 災害対策本部の任務分担は、別紙災害対策本部編成表のとおりとする。

(副本部長等)

第 2 条 災害対策本部編成表中、複数の副本部長、班長、副班長は、頭書に掲げる者を先順位とし、順次繰り下げるものとする。

(現地連絡支所)

第 3 条 支部の区域が広域等のため、支部長が必要と認めるときは、地域を選定のうえ、数か所の現地連絡支所を設けることができるものとする。

(報 告)

第 4 条 支部長は、前条の現地連絡支所を設けたときは、場所及び支所員の氏名、電話番号その他必要な事項を本部長に報告するものとする。

(支部会員の心得)

第 5 条 地震等の大災害が発生した場合、支部会員は近隣の災害状況について、積極的に臨機の方法により現地連絡所又は現地連絡支所に通報するものとする。

附 則

この細則は、平成8年8月8日から施行する。